

橘処理センター整備事業用地において特定有害物質が検出されました

橘処理センターごみ焼却処理施設の建替えに伴い、土壤汚染対策法（以下「土対法」という。）に基づく土壤調査を行った結果、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）及びダイオキシン類は法令等で定める基準を下回っていましたが、第二種特定有害物質（重金属等）の一部について基準を上回る値が検出されましたのでお知らせします。

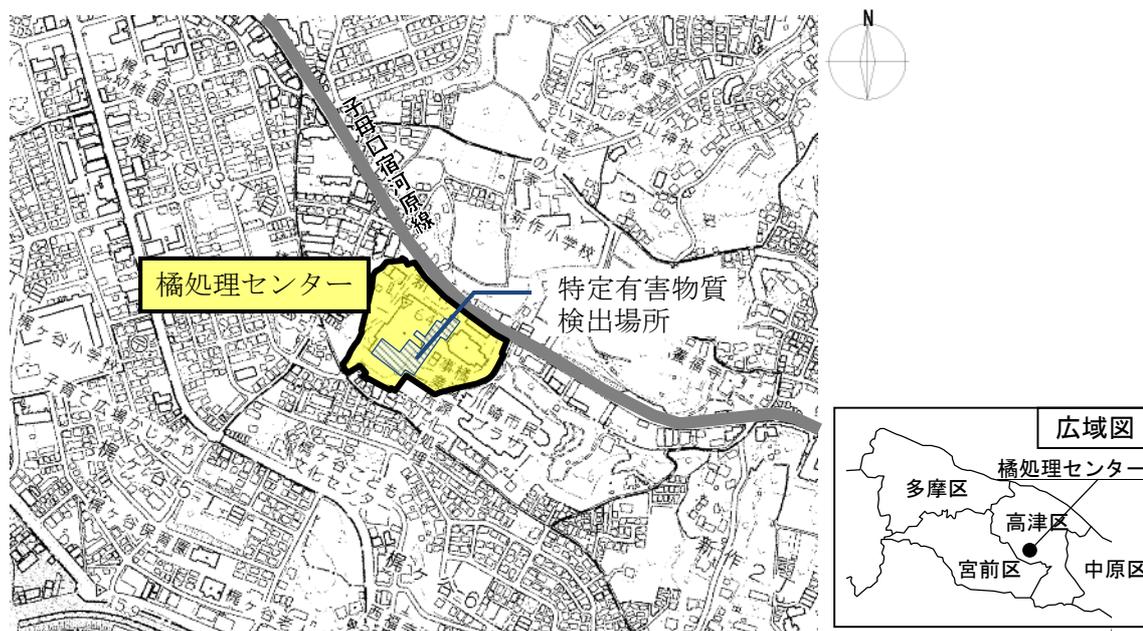
1. 場所 川崎市高津区新作1丁目1787番3の
橘処理センター整備事業用地敷地内

2. 調査結果

物質名	測定値（最大）	基準
ふっ素及びその化合物（溶出）	4.1 mg/L	0.8 mg/L
ふっ素及びその化合物（地下水）	2.0 mg/L	0.8 mg/L
ひ素及びその化合物（溶出）	0.052mg/L	0.01mg/L
鉛及びその化合物（溶出）	0.35 mg/L	0.04mg/L
鉛及びその化合物（含有）	8400mg/kg	150mg/kg

3. 現在の状況 特定有害物質が検出された土壤は、アスファルト等で覆われているため、土壤等の飛散のおそれはありません。また、敷地境界付近で地下水の汚染は確認されていません。

4. 今後の対応 土対法に基づく汚染土壤の除去については、平成29年度に契約予定の橘処理センター建設工事での対応を計画しており、時期は、平成30年度を見込んでいます。なお、それまでの間は、同法に基づき地下水のモニタリングを行いながら適切に管理してまいります。



連絡先 川崎市 環境局 施設部 施設建設課
電話 044-200-2554 FAX 044-200-3923
e-mail: 30siseke@city.kawasaki.jp